

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七―一）の一部を次のように改める。

第一条の次に次の五条を加える。

（条例第三条第三項の適用除外職員）

第一条の二 条例第三条第三項の人事委員会規則で定める職員は、職務の性質上職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが著しく不相当であると認められる職員として任命権者が定める職員とする。

（条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）

第一条の三 任命権者は、勤務時間の割振り等（条例第三条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日という。第三条第二項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第一条の六までにおいて同じ。）を行う場合には、条例第三条第三項に規定する申告（次条第一号及び第三条の二を除き、以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

一 第一条の六第一項に規定する単位期間（以下この号及び第三号において「単位期間」という。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあつては、単位期間）につき一日を限度として、勤務時間を割り振らない日（第四号において「特例対象日」という。）を設けることができること。

二 一日につき二時間以上の勤務時間を割り振ること。

三 前二号の規定にかかわらず、休日（条例第八条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日という。以下同じ。）その他人事委員会の定める日については、七時間四十五分（定年前再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第三条第一項の規定による週休日（同項に規定する週休日という。以下同じ。）以外の日の日数で除して得た時間）の勤務時間を割り振ること

四 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除いて連続するように、二時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。

五 始業の時刻を午前五時以後に、終業の時刻を午後十時以前に設定すること。

2 定年前再任用短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振りについては、人事委員会の

定めるところにより、前項第二号及び第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会が定める場合に係る条例第三條第三項の規定による勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、第一項第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

4 任命権者は、第一項各号(第一号及び第三号を除く。)に掲げる基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。

この場合において、当該別段の定めが人事委員会が定める基準に適合するものであるときは、当該人事委員会との協議を要しないものとする。

(条例第三條第三項の規定による勤務時間の割振り等の変更)

第一條の四 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

一 条例第三條第三項に規定する申告及び第三條の二第三項に規定する休憩時間の申告があった場合において、これらの申告どおりに変更するとき。

二 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき。

(条例第三條第三項の規定による勤務時間の割振りの申告)

第一條の五 申告は、第一條の三に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに次条の期間について申告しなければならない。

(単位期間)

第一條の六 条例第三條第三項の人事委員会規則で定める期間(以下「単位期間」という。)は、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。ただし、任命権者は、前項の職員が選択した単位期間では公務の正常な運営に支障があると認めるときは、職員が選択した単位期間を変更することができる。

第二條中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

第二條の二中「前條」を「第一條の三から第一條の五まで並びに前條」に改める。

第三條第一項中「条例第五條」を「条例第五條第一項(同條第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項、次項において同じ。)」に、「同條」を「同條第一項」に改め、同條第二項中「条例第五條」を「条例第五條第一項」に、「同條の勤務」を「同項の勤務」に、「(同條)」を「(同項)」に改める。

第三條の次に次の一條を加える。

(休憩時間)

第三條の二 任命権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第六條第二項の定めるところに従い休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩の基準について別段の定めをすることができる。

一 交替制によって勤務させるとき。

二 同一事業場内であっても作業場を異にする場合で、公務の運営上必要なとき。

三 条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合において、同項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、休憩時間の自由利用が妨げられず、かつ、勤務を過重なものとしないと認められるとき。

2 前項第三号の規定による休憩時間の申告に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第四条第二項中「任命権者は、」の下に「勤務時間法第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは勤務時間を割り振り、又は」を加え、「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第七条第一項第一号中「（条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第十四条第二項中「以下同じ。」の下に「条例第三条第三項及び条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、」を加える。

別表第二の二十一の項を次のように改める。

二十一 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この二十一において同じ。）を養育する職員が、次に掲げるその子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

その都度必要と認める日又は時間。ただし、一年につき五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）を超えることはできない。

ア 負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うこと。

イ 疾病の予防又は後遺障害の機能回復を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うこと。

ウ 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定又は災害等による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うこと

エ その子の教育若しくは保育に係る行事等のうち人事委員会が定めるものの参加等を行うこと

この規則は、令和七年四月一日から施行する。